

越谷市まちの整備に関する条例及び施行規則の一部を改正する案について(概要)

市民協働部市民活動支援課

1 改正の対象

越谷市まちの整備に関する条例(以下「条例」という。)第44条等

- 開発者は、一団で 50 戸以上の住宅を建築する場合は、集会所又は集会室を設置することが義務付けられており、設置された集会所は、市に寄附することができることとされている。

2 改正の背景

- 近年、自治会活動に利用している集会所又は集会室については、これまで市が進めてきた環境整備により充足してきており、地域コミュニティ活動の場の不足は解消されてきている。
- 現在では、建物の区分所有等に関する法律の改正により、管理組合法人の設立が可能となっており、さらに地方自治法の改正により、自治会も認可地縁団体としてそれぞれ法人格を取得し、団体名義で集会所又は集会室の所有権を保存登記することが可能となっている。

3 改正の内容

- 開発者に係る集会所又は集会室の設置義務(条例第44条第1項)について、義務から努力義務に緩和するもの
- 開発者が設置した集会所を市に寄附できるとする取扱いについて、当該取扱いを廃止するため、当該寄附に係る規定(同条第2項)を削除するもの
- 上記に伴う条文整備

4 施行期日

令和9年4月1日(予定)